中央会制度の変遷

産業組合中央会

わが国における中小企業の組合組織が明治初めの同業組合以来、主として政府の保護奨励あるいは助成措置によって発達してきたように、中央会制度も政府の商工政策の一環としてその歴史をたどってまいりました。

日本最初の中央会は1905年(明治38年)に任意団体として発足した大日本産業組合中央会で、これが今からちょうど100年前の1909年(明治42年)の「産業組合法」の第二次改正によって法制化され、社団法人となりました。そういう意味では、今年は中央会制度法制化100周年という記念すべき年でもあります。

産業組合法は明治の資本主義が発達するにつれて、中小零細企業が大資本に圧倒されている状況から救済するために、加入脱退の自由、議決権の平等、出資利子の制限、利用分量配当といった協同組合原則の基本を組み入れた法律として制定され、主に農村地域で発達したもので、現在の農協はこの産業組合法にルーツを持つ組織です。

工業・商業組合中央会

明治以来、産業組合(農業) と同業組合(商工業)の二つの 組合制度がありましたが、新しい 組合制度として工業組合と商業 組合が生まれ、1932年(昭和7年) に工業組合中央会が任意団体と して発足し、翌年には法制化され ました。商業組合中央会はそれよ り少し遅れて、1935年(昭和10年) に任意団体として発足、1938年(昭 和13年)に法制化されました。

この二つの中央会の目的は、組合制度の普及、発達及び連絡を図ることで、主な事業は組合相互の連絡、指導、調査、陳情・建議、講習会の開催、組合設立の奨励、組合及び功労者の表彰、図書の発行、全国大会の開催等でした。

商工組合中央会

1943年(昭和18年)に施行された「商工組合法」によって、戦時統制下の国策施行の一元化のために商工の両中央会は解散し、商工組合中央会が発足しました。

商工協同組合中央会

1946年(昭和21年)、商工組合 法は統制色のない民主的な「商 工協同組合法」に改められ、中 央会も商工協同組合中央会に組 織変更されました。

しかし、その後独禁法との関係や連合軍の占領下にあったことなどから、組合制度の整備統一が図られ、1949年(昭和24年)の「中小企業等協同組合法」の施行に伴い、中央会という中央集権的な組織は認められないということになり、商工協同組合中央会は根拠法を失い、自然解散ということになりました。

中小企業等協同組合中央会

中央会という中小企業組合の 指導・連絡団体は、法律から消 えて6年間に及びましたが、1951 年(昭和26年)サンフランシスコ 対日講和条約でわが国の独立が 達成されると、中小企業者自らに よる、自主的な指導機関としての 中央会制度復活の要望が全国か ら澎湃し、その実現のための議論 がなされるようになりました。

このような情勢の中、政府は 1955年(昭和30年)中小企業等 協同組合法の一部改正案を閣議 決定し、中小企業等協同組合中 央会の法制化が日の目を見るに至 りまいた。そして、同年9月に長 崎県中央会がその第1号として発 足しました。その後、全国の都道 府県に47の中央会と全国中央会 が設立されました。

中央会は、組合制度の普及発達及び個別企業、任意グループ等を含めた中小企業全体の健全な発展を図ることを目的とした極めて公益性の高い指導連絡団体ですから、行なう事業としては、組合等の組織、事業及び経営の指導、組合等の監査、組合に関する教育・情報の提供、調査研究等の指導事業並びに個別企業、任意グループ等を含めた中小企業の指導事業が主な事業です。

千葉県中小企業団体中央会

本県も1956年(昭和31年)3月 20日に千葉県中小企業等協同組 合中央会として発足。その後1958 年(昭和33年)の「中小企業団 体の組織に関する法律」の施行 に伴い千葉県中小企業団体中央 会と改称され、県下の中小企業 組合をはじめとした連携組織と中 小企業者の信頼に応えて現在に 至っております。

千葉県中央会の概要

名 称	千葉県中小企業団体中央会	代表者名	坂戸誠一
設立年月日	昭和31年3月20日	根拠法	中小企業等協同組合法
所在地	〒 260-0026 千葉市中央区千葉港 4 番 2 号 (中小企業会館内)		
会員数	804 団体	地区	千葉県の区域
事 業	1. 組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡 2. 組合等の設立指導 3. 組合等の監査 4. 組合等の指導者の養成 5. 講習会、研究会及び講演会の開催 6. 労使間の安定及び指導 7. 情報の提供 8. 調査及び研究 9. 表彰 10. 図書、機関誌及び資料の刊行 11. 以上の事業のほか、組合等及び中小企業者の健全な発達を図るために必要な事業		
役員	□会長1名=坂戸誠一 □副会長3名=篠原啓治、中嶋敏夫、塚本福二 □専務理事(専従)1名=佐藤敏雄 □常務理事(専従)1名=伊東雄二 □常任理事9名=齊藤博、佐藤清、小名木隆満、小高芳男、小関邦夫、高橋啓治 今関義彦、板谷直正 □理事45名 □監事3名		
事務局	□事務局長=藤原誠 □事務局次長=岩崎照明、興津俊雄 □総務部 部長(兼)=岩崎照明 ・総務課 □連携支援部 部長=今関光俊 ・商業支援課 ・工業支援課 ・経営支援課 ・ものづくり支援事業地域専従者 ・地域力連携拠点事業応援コーディネ ・全国大会開催準備室 □設立相談室 室長=浜野幸男 *電話はダイヤルイン、専従役員は *ファクシミリは共通 URL:http://www.chuokai-chiba.or.jp E-mail web-master@chuokai-chiba.or.jp	、 ーター	Tel043-242-3277 Tel043-306-3281 Tel043-306-3281 Tel043-242-3277 Tel043-306-3284 Tel043-242-3277 Tel043-306-3282 Tel043-306-3282 Tel043-306-3283 Tel043-242-3277 Tel043-306-3285 Tel043-306-3285
備考	昭和31年3月20日 千葉県中小企業等協同組合中央会設立 昭和33年6月18日 千葉県中小企業団体中央会に改称		